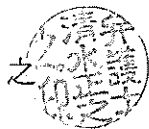








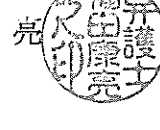


訴 状

令和6年 5月 31日

広島地方裁判所 御中

原告訴訟代理人	弁護士	清	水	正	
同	弁護士	石	井	貴	
同	弁護士	大	本	卓	
同	弁護士	川	島	好	
同	弁護士	佐	藤	勝	
同	弁護士	友	清	一	
同	弁護士	鳥	谷	部	
同	弁護士	那	須	寛	
同	弁護士	原	田	武	
同	弁護士	福	田	康	

同 弁護士 三 保 友



同 弁護士 山 本 一



同 弁護士 藜 園 泰



当事者の表示 別紙当事者目録等記載のとおり

契約条項等使用差止等請求事件

訴訟物の価額 160万円（算定不能）

貼用印紙額 1万3000円

請求の趣旨

- 1 被告は、被告が消費者と霊園使用契約を締結するにあたって、別紙契約条項目録記載の規則等、使用料は一切返還しないとの契約条項を内容とする意思表示を行ってはならない。
 - 2 被告は、別紙契約条項目録記載の規則等、使用料は一切返還しないとの契約条項が記載された使用規則、「ご契約の内容」、その他一切の表示を廃棄せよ。
 - 3 被告は、その役員及び従業員（以下「従業員ら」という。）に対し、第1項及び第2項記載の事項を周知させ、第1項の意思表示を行わないよう指示せよ。
 - 4 訴訟費用は被告の負担とする。
- との判決並びに第1項ないし第3項についての仮執行の宣言を求め
- る。

請求の原因

第1 当事者

1 原告

原告は、消費者の権利に関して、消費者や消費者団体・関係諸機関・消費者問題専門家等との連携・連絡・助言・相互援助等を図りつつ、消費者の被害の未然若しくは拡大の防止、及び被害救済のための活動を行うことによって、消費者全体の利益擁護を図り、もって消費者の権利の実現に寄与することを目的とする特定非営利活動法人であり、内閣総理大臣の認定を受けた適格消費者団体である（甲1）。

2 被告

被告は、駐車場の経営、墓地の経営、納骨堂の経営を事業として行っており、広島県広島市東区尾長東3丁目11-1所在のコスモガー

デン高天原樹木葬霊園（以下「本件霊園」という。）等を運営する宗教法人である（甲2）。

第2 被告による使用料は一切返還しないとの契約の使用について

被告が、令和元年11月24日にコスモガーデン高天原樹木葬霊園の使用契約（以下「本件契約」という。）を締結した際に使用した「コスモガーデン高天原樹木葬霊園規則」（以下「本件規則」という。）及び「ご契約の内容」と題する書面（以下「本件書面」という。）には、本件霊園の使用料の返還（以下「本件使用料」という。）について、次の条項が記載されている（甲3、甲4）。

1 本件規則

（墓地の返還）

第14条

- 1 使用墓地が不用になったときは、速やかに管理者に届け出ると共に、墓地使用承諾返還依頼申請書および墓地使用承諾証に印鑑証明書を添えて、墓地の返還手続きをして下さい。
- 2 前項において、納骨のある場合は使用者の責任において、6ヶ月以内に改葬を完了して下さい。
- 3 なお、この場合、使用料は一切返還致しません。

2 本件書面

第2条（使用料の内金）

- (1) 申込者は、表記使用料の内金として金壱万円以上の金額を送金または持参して支払うものとする
- (2) 申込者が当法人に内金として支払った金員は使用料の一部として充当致します
- (3) 申込者が当法人に支払った内金は理由の如何によらず返却致しません

第6条（契約の解除）

申込者が契約内容のいずれかに反したときは、当法人から本申込に基づく契約を解除し、墓地使用承諾を取り消すことができるものとしします。

なお、この場合でも、既に支払われた使用料は返還しないものとしします。

第3 訴訟に至る経緯

1 原告の被告に対する「質問書」の送付

原告は、令和5年3月20日、被告に対し、「質問書」を送付し、本件規則第14条3項の条項が消費者契約法（以下「法」という。）第9条1号に抵触すると考えられる旨指摘したうえで、概要以下の内容の質問をし、同書面到達後3週間以内に回答するよう求めた（甲5）。

- (1) 被告は、現在でも本件規則第14条3項の条項を使用しているか。
- (2) 本件規則第14条3項の条項を使用している場合、被告は同条項を今後改める予定はあるか。
- (3) 上記(2)で今後改める予定がない場合、被告が改めない理由は何か。
- (4) 被告が本件規則第14条3項の条項を現在使用していない場合、いつ、どのように改訂したか。

2 被告作成の「回答書」（令和5年5月29日到達）の内容

原告に令和5年5月29日に到達した「回答書」における被告の回答は、概要以下のとおりであった（甲6）。

本件規則第14条3項の条項は、本件規則14条1項による墓地の返還に伴う契約の解除が将来有効であることを確認し、同条による契約解除後も、使用料支払請求権に基づく給付保持力が存続することを確認する趣旨で定めているものであり、消費者契約法第9条1号に該当しません。

したがって、被告は、本件規則第14条3項の条項を改める予定はありません。

3 原告の「申入書」による申入れ

原告は、被告による上記2の「回答書」に対し、令和5年7月6日付「申入書」を送付し、本件規則第14条3項の条項を法第9条1項1号に適合するように改めるよう申し入れた（甲7）。

4 被告作成の「回答書」（令和5年9月25日付）の内容

被告は、上記3の「申入書」に対し、本件規則第14条第3項の条項は法第9条1項1号に違反していないため、改めることはしない旨回答した（甲8）

5 原告は、被告に対し、令和6年3月28日付「消費者契約法第41条1項に基づく事前請求書」を送付したところ、同書面には概要次のような記載がある（甲9）。

(1) 請求の要旨

ア 原告は、被告に対し、被告が消費者と霊園使用契約を締結するにあたって、別紙契約条項目録記載の規則等使用料は一切返還しないとの契約条項を含む契約の締結を行わないことを求めます。

イ 原告は、被告に対し、被告の別紙契約条項目録記載の規則等使用料は一切返還しないとの契約条項が記載された使用規則、本件書面、その他一切の表示を廃棄すべきことを職員らに指示することを求めます。

(2) 紛争の要点

ア 別紙契約条項目録記載の本件規則第14条3項、本件書面第2条(3)、同第6条など、既払金の全部を返金しないこととする条項は、「平均的な損害の額」を超える部分については、法第9条1項1号の規定に抵触し、無効です。

なお、これまで本件規則について申入れの対象としておりましたが、本件契約に際し被告が契約者に交付される本件書面も申入れの対象に加えました。本件書面は本件契約締結に際し契約者に契約内容の確認を求め本件契約の内容とするものであって実質的には約款（規則）と同様の役割を果たすものです。

そこで、本件書面を検討した結果、少なくとも前記各条項は、無条件で一切の返金を認めないものであることから、本件規則同様「平均的な損害の額」を超える部分については、消費者契約法第9条1項1号の規定に抵触し、無効です。

そのため、上記(1)請求の要旨ア記載のとおり求めます。

イ 消費者契約法は、適格消費者団体に対して、不当行為の停止を求める権限だけではなく、不当行為の停止又は予防に必要な措置をとることを求める権限も付与しています（法第12条）。

そのため、上記(1)請求の要旨イ記載のとおり求めます。

6 被告作成の「回答書」（令和6年4月1日付）の内容

被告は上記5の「消費者契約法41条1項に基づく事前請求書」に対し、原告の見解は誤っている旨回答した（甲10）。

第4 被告が不特定多数の消費者との間で本件規則第14条3項、本件書面第2条(3)、同第6条など、既払金の全部を返金しないこととする条項を含む消費者契約の締結を現に行い又は行うおそれがあること（法第12条）について

被告は、現に本件規則第14条3項、本件書面第2条(3)、同第6条など、既払金の全部を返金しないこととする条項を使用しており、また、上記のとおり、原告が送付した「消費者契約法41条1項に基づく事前請求書」に対し、原告の見解は誤っている旨回答しているの

あるから、被告が不特定多数の消費者との間で本件規則第14条3項、本件書面第2条(3)、同第6条など、既払金の全部を返金しないこととする条項を含む消費者契約の締結を現に行い又は行うおそれがある。

第5 本件規則第14条3項、本件書面第2条(3)、同第6条など、既払金の全部を返金しないこととする条項が、法第9条1項1号に該当することについて

1 本件契約の法的性質について

(1) 本件霊園の利用を希望する者は、本件規則及び本件書面の内容を承諾したうえで、被告に対し、同霊園使用の申し込みの意思表示をし、被告がこれに承諾の意思表示をして本件契約が成立しているから、本件規定の内容は本件契約の内容となっている。

(2) また、被告が提供する本件契約は、以下の役務の提供等が契約の内容に含まれている。

まず、本件規則第7条においては、本件契約を締結した者が本件規則第5条に基づき使用料を納付した後、被告より墓地使用承諾を受けた場合、

① 納骨を行った日から33年間（2人用墓地区画の場合には、最後の納骨日より33年間）墓地を使用できる。

② 33年の使用期間終了後は、永代供養方式で合同供養塔に改葬される。

③ 区画を引き続き利用したい場合は、その時の価格を支払うことにより再契約として33年間使用できる。

と記載されている。

つぎに、本件霊園のホームページには、本件契約において「料金に含まれているもの」として、

④ ストーンプレート

⑤ 墓地管理料

と記載されている（甲 1 1）。

上記によれば、本件契約は、納骨日から 3 3 年間の墓地使用权を設定した上で、墓地使用期間中の墓地管理及び墓地使用期間経過後の永代供養という事実行為の委託を主たる内容とする準委任契約の性質を有するものと解される。

2 本件契約に基づく使用料請求権の発生を理由とする法律上の原因がないことについて

本件契約は準委任契約の性質を有するものであるところ、準委任契約において委任者はいつでも契約を解除することができる（民法第 6 5 6 条、同第 6 5 1 条 1 項）。

また、準委任契約が解除された場合、受任者は「既に履行した割合に応じて」報酬を請求することができる（民法第 6 4 8 条 3 項）、本件における被告の役務はいずれも納骨後に行われるものであり、納骨前には被告において履行済みの役務は存在しない。

したがって、本件契約において、契約者が納骨前に本件契約を解除した場合、本件契約に基づく使用料請求権の発生を理由とする法律上の原因は認められない。

3 本件規則第 1 4 条 3 項、本件書面第 2 条(3)、同第 6 条など、既払金の全部を返金しないこととする条項が法第 9 条 1 項 1 号に該当することについて

(1) 本件契約が法第 2 条 3 項の消費者契約に該当することについて

本件霊園の使用者は、法第 2 条 1 項の消費者にあたり、被告は同条 2 項の事業者にあたるから、本件契約は同条 3 項の消費者契約に該当する。

(2) 本件規則第 1 4 条 3 項、本件書面第 2 条(3)、同第 6 条など、既払

金の全部を返金しないこととする条項が法第9条1項の適用対象となることについて

別紙契約条項目録記載の規則等は、契約者が本件契約に基づき支払った使用料を一切返還しない旨を定める条項であり、同条項も実質的には、法第9条1項1号にいう消費者契約の解除に伴う損害賠償額の予定又は違約金を定めた条項といえる。

- (3) 別紙契約条項目録記載の規則等は、「平均的な損害の額」を超える消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項にあたり、法第9条1項1号の規定により無効であることについて

別紙契約条項目録記載の規則等は、上記2のとおり、納骨前の契約解除であれば、被告において履行済みの役務がないため、本来、契約者は本件契約に基づき支払った使用料全額の返金を求めることができるにもかかわらず、その全額を返還しない旨を定める条項であり、明らかに、「平均的な損害の額」を超えて消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項であるといえる。

よって、別紙契約条項目録記載の規則等は、納骨前であっても、使用料の一切を返還しない点で、「平均的な損害の額」を超える損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項であるから、法第9条1項1号の規定に抵触し、無効である。

4 結論

以上より、別紙契約条項目録記載の規則等は、「平均的な損害の額」を超える消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項にあたり、法第9条1項1号の規定により無効であるから、法第12条により、差止めの対象となる。また、前述（第3）の

ように、被告が不特定多数の消費者との間で本件規則第14条3項、本件書面第2条(3)、同第6条など、既払金の全部を返金しないこととする条項を含む消費者契約の締結を現に行い又は行うおそれがある。

よって、原告は被告に対し、①被告が消費者と霊園使用契約を締結するにあたって、別紙契約条項目録記載の規則等、使用料は一切返還しないとの契約条項を内容とする意思表示を行ってはならないこと②別紙契約条項目録記載の規則等、使用料は一切返還しないとの契約条項が記載された本件規則、本件書面、その他一切の表示の廃棄③被告の従業員らに対し、上記①及び②記載の事項を周知させ、第1項の意思表示を行わないよう指示することをそれぞれ求める。

以上

証 拠 方 法

証拠説明書記載のとおり。

附 属 書 類

1. 訴状副本	1 通
2. 甲号証写し	各 2 通
3. 証拠説明書	2 通
4. 資格証明書	2 通
5. 訴訟委任状	1 通

契約条項目録

第1 「コスモガーデン高天原樹木葬霊園使用規則」

第14条

《以下のうち第3項》

- 1 使用敷地が不用になったときは、速やかに管理者に届け出ると共に、墓地使用承諾返還依頼申請書および墓地使用承諾証に印鑑証明書を添えて、墓地の返還手続きをして下さい。
- 2 前項において、納骨のある場合は、使用者の責任において、6ヶ月以内に改葬を完了して下さい。
- 3 なお、この場合、使用料は一切返還致しません。

第2 「ご契約の内容」

第2条（使用料の内金）

《以下のうち（3）》

- (1) 申込者は、表記使用料の内金として金壹万円以上の金額を送金または持参して支払うものとする
- (2) 申込者が当法人に内金として支払った金員は使用料の一部として充当致します
- (3) 申込者が当法人に支払った内金は理由の如何によらず返却致しません

第6条

《以下のうち「なお」書き部分》

申込者が契約内容のいずれかに反したときは、当法人から本申込に基づく契約を解除し、墓地使用承諾を取り消すことができます。

なお、この場合でも、既に支払われた使用料は返還しないものとします。

当事者目録

〒730-0017 広島県広島市中区鉄砲町1番20号
第3ウエノヤビル3階 D号室
原告 特定非営利活動法人 消費者ネット広島
上記代表者理事 木 村 豊

〒702-8011 岡山県岡山市南区郡1203番地
被告 宗教法人円蔵院太陽の会
上記代表者代表役員 津 嶋 喜 久 枝

- 〒730-0005 広島市中区西白島町 16 番 7 号 NIDI ビル 202 号
那須法律事務所
弁護士 那 須 寛
- 〒730-0012 広島市中区上八丁堀 8 番 20 号 井上ビル 3 階
鯉城総合法律事務所
弁護士 原 田 武 彦
- 〒730-0012 広島市中区上八丁堀 8 番 8 号 第 1 ウエノヤビル 9 階
ひかり総合法律事務所
弁護士 福 田 康 亮
- 〒730-0012 広島市中区上八丁堀 4 番 27 号 上八丁堀ビル 2 階
上八丁堀法律事務所
弁護士 三 保 友 佳
- 〒730-0012 広島市中区上八丁堀 7 番 1 号 ハイオス広島 314 号
山本一志法律事務所
弁護士 山 本 一 志
- 〒730-0012 広島市中区上八丁堀 7 番 7 号 H&A 八丁堀ビル 301 号
下川法律事務所
弁護士 藜 園 泰 斗

令和6年(ワ)第 号 契約条項等使用差止等請求事件

原告 特定非営利活動法人消費者ネット広島

被告 宗教法人 円蔵院太陽の会

証 拠 説 明 書

令和6年5月31日

広島地方裁判所 御中

原告訴訟代理人 弁護士 清 水 正 之



号証	標 目 (原本・写しの別)	作成年月日	作 成 者	立 証 趣 旨	備考	
甲1	履歴事項全部 証明書	原本	R6.5.8	広島法務局	原告が、内閣総理大臣の認定を受けた適格消費者団体であること。	
甲2	同上	原本	R6.5.8	広島法務局	被告が、コスモガーデン高天原樹木葬霊園等を運営する宗教法人であること。	
甲3	コスモガーデン高天原樹木葬霊園使用規則	写し	不明	被告	本件規則に、使用料は一切返還しない旨の条項が記載されていること。	
甲4	「ご契約の内容」と題する書面	写し	不明	被告	「ご契約の内容」と題する書面に、使用料は一切返還しない旨の条項が記載されていること。	

号証	標 目 (原本・写しの別)		作成年月日	作 成 者	立 証 趣 旨	備考
甲 5	質問書	写し	R5.3.20	原告	原告が、被告に対し、本件規則第14条第3項の条項が消費者契約法第9条1号に抵触すると考えられる旨指摘したうえで、被告における同条項の使用状況について質問をしたこと。	
甲 6	回答書	原本	R5.5.29	被告	被告が、原告作成の質問書（甲5）に対し、本件規則第14条第3項の条項は、消費者契約法第9条1号に該当しない旨及び同条項を改める予定はない旨回答したこと。	
甲 7	申入書	写し	R5.7.6	原告	原告が、被告作成の回答書（甲6）に対し、本件規則第14条第3項の条項を消費者契約法第9条1項1号に適合するように改めるよう申し入れたこと。	

号証	標 目 (原本・写しの別)		作成年月日	作 成 者	立 証 趣 旨	備考
甲 8	回答書	写し	R5.9.25	被告	被告が、原告作成の申し入れ書（甲7）に対し、本件規則第14条第3項の条項は消費者契約法第9条1項1号に違反していないため、改めることはしない旨回答したこと。	
甲 9	消費者契約法 第41条1項 に基づく事前 請求書	写し	R6.3.28	原告	原告が、被告作成の回答書（甲8）に対し、被告が消費者と霊園使用契約を締結するにあたって、訴状別紙契約条項目録記載の規則等使用料は一切返還しないとの契約条項を含む契約の締結を行わないこと、訴状別紙契約条項目録記載の規則等使用料は一切返還しないとの契約条項が記載された使用規則、本件書面、その他一切の表示を廃棄すべきことを職員らに指示することを求めたこと等。	

号証	標 目 (原本・写しの別)		作成年月日	作 成 者	立 証 趣 旨	備考
甲10	回答書	原本	R6.4.1	被告	被告が、原告作成の「消費者契約法41条1項に基づく事前請求書」(甲9)に対し、原告の見解は誤っている旨回答したこと。	
甲11	太陽の塔のホームページを印刷した書面 (「太陽の塔樹木葬の種類と料金」と題するページ)	原本	R6.5.29 (印刷日)	原告代理人	コスモガーデン高天原樹木葬霊園のホームページに、ストーンプレート、墓地管理料が本件契約における「料金に含まれているもの」として記載されていること。	